

## 鳥獣保護管理に係る人材登録事業



鳥獣保護管理に関わる技術者の情報を紹介して、  
地域の鳥獣の適切な保護管理を支援します。

鳥獣保護管理の計画を立てる

現場で鳥獣保護管理を指導する

鳥獣保護管理に必要な調査を行う



## 鳥獣保護管理に係る人材登録事業とは

我が国に生息する野生鳥獣の現状は、地域的に個体数の減少がみられる種がある一方で、ニホンジカやイノシシなどの特定の鳥獣は個体数が増加し、生息域が拡大することにより、生態系や農林水産業等への被害が深刻化しています。

適切な鳥獣保護管理のためには、広域的、地域的それぞれの視点から関係者間の合意形成を図りながら、科学的な知見に基づいた計画的な管理を推進する必要があります。

鳥獣保護管理に係る人材登録事業は、鳥獣保護管理に関する技術者を登録して、地方公共団体等の要請に応じて、登録者についての情報を紹介する仕組みです。



## 登録の対象者

個人の登録者は、鳥獣保護管理を実施するために、「計画の策定や助言の実施（PLAN）」、「現場における捕獲や被害防除の指導（DO）」、「計画策定のための調査や保護管理実施後のモニタリング（SEE）」3つの専門分野に区分されています。

鳥獣保護管理プランナー	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理計画の策定や策定のための助言を行う。</li> </ul>
鳥獣保護管理捕獲コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理の現場において、捕獲や被害防除の指導を行う。</li> </ul>
鳥獣保護管理調査コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣保護管理計画策定のための調査や保護管理実施後のモニタリングを行う。</li> </ul>

この事業では、この3つの専門分野ごとに、募集要項に沿って申請した者で、一定の知見や実績がある技術者を登録しています。

## 事業利用の流れ

鳥獣保護管理に係る人材登録事業を利用するためには、鳥獣保護管理に係る人材登録事業利用申請書を運営事務局に提出する必要があります。

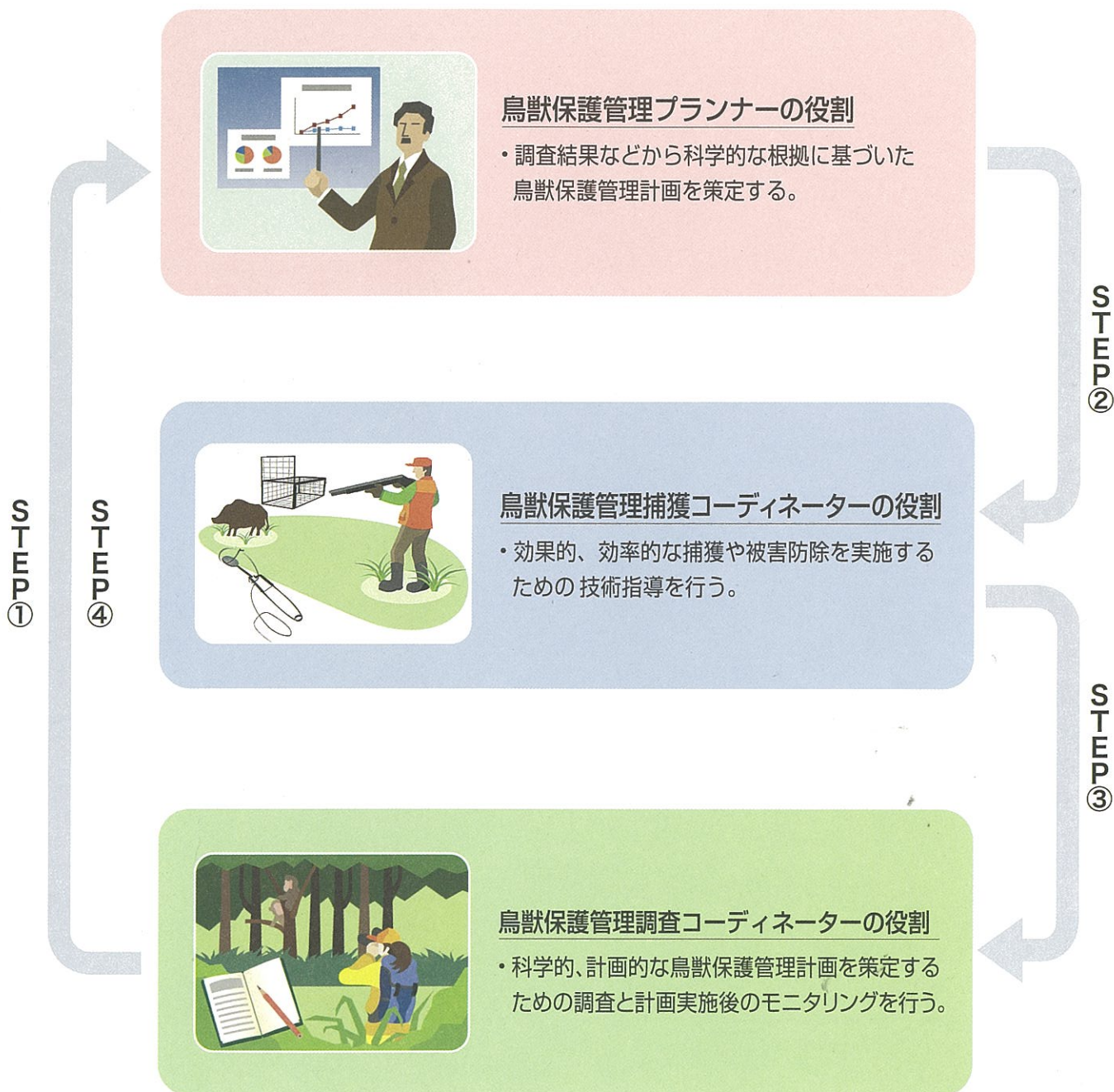
利用申請書が受理されると、運営事務局から希望する登録者の連絡先等についての情報が提供されます。

利用者は、情報を提供された登録者に直接連絡し、依頼する活動内容や、経費負担等について調整します。



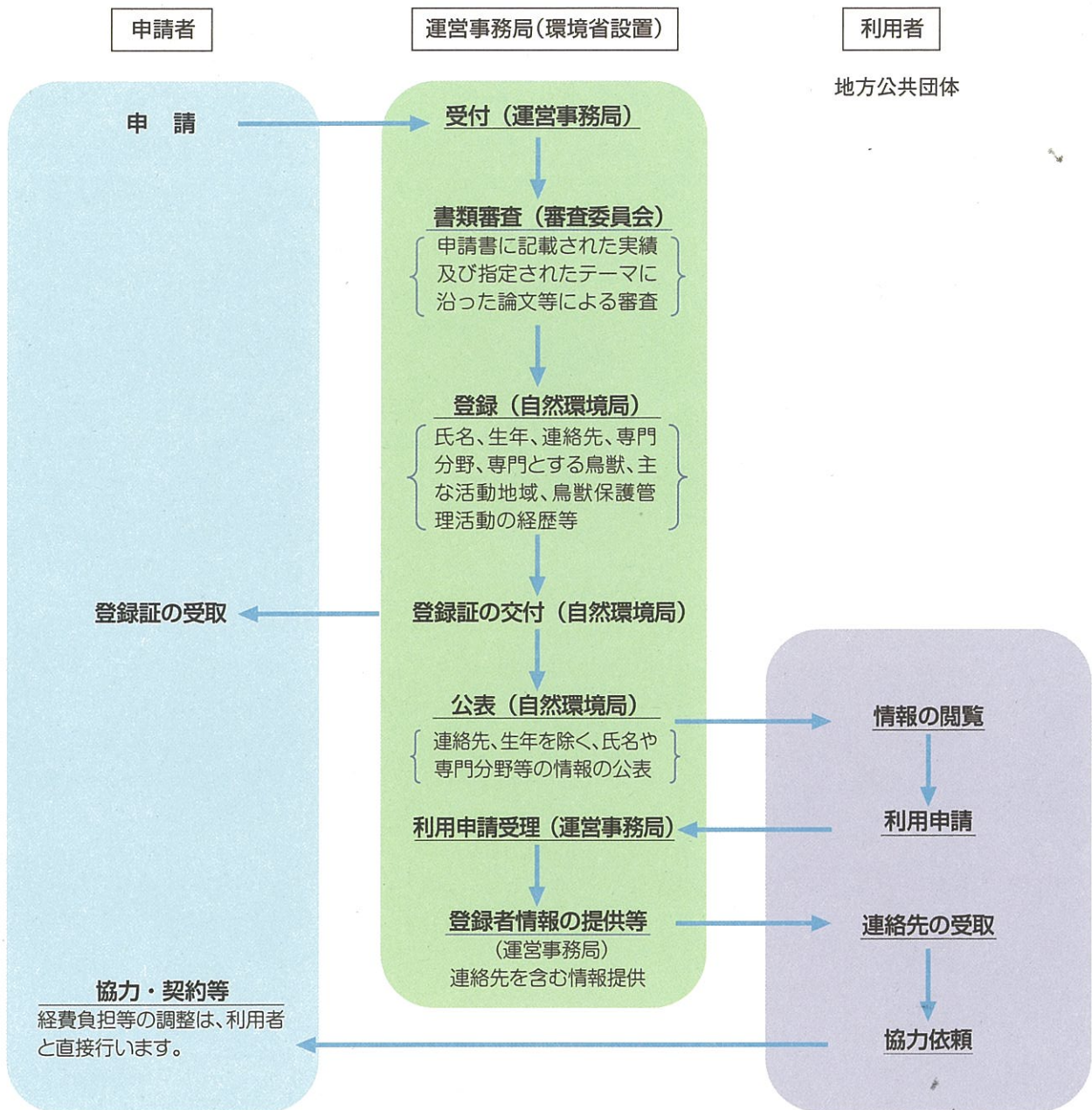
## 登録者の役割と連携

科学的なデータに基づいて、鳥獣保護管理プランナーが特定鳥獣保護管理計画などを策定します。その計画に沿って、鳥獣保護管理捕獲コーディネーターが現場での捕獲作業や被害防除を指導します。その結果を、鳥獣保護管理調査コーディネーターがモニタリングをして、鳥獣保護管理計画にフィードバックします。このように、鳥獣保護管理にかかる技術者が互いに連携した体制を各地域で構築することが重要です。



(※) この事業は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって、公的な資格や権利が付与されるものではありません。また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。

仕組みのフローチャート



(※) 鳥獣保護管理に係る人材登録事業に関する登録申請の募集時期や申請書類の詳細は下記 URL をご確認ください。

<http://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

(登録申請書は、募集期間中のみ掲載)

〒110-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館  
 発行：環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室  
 ©Ministry of the Environment 2009  
 編集：財団法人自然環境研究センター

この冊子は再生紙を使用しています。